

○宮崎大学農学部広報支援室規程

平成26年3月4日  
制 定

改正 平成27年12月1日 平成28年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部（以下「本学部」という。）に、宮崎大学農学部広報支援室（以下「広報支援室」という。）を置く。

(任務)

第2条 広報支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報に関する基本的方策に関する事項
- (2) 学部から発信する情報の収集・調査に関する事項
- (3) 学部のホームページに関する事項
- (4) 学部の広報誌等の編集及び発行に関する事項
- (5) 学科の発信する情報の支援に関する事項
- (6) 組織の自己点検・評価に関する事項
- (7) その他広報に関する事項

(組織)

第3条 広報支援室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

(室長)

第4条 広報支援室に室長を置き、学部長が指名する教員をもって充てる。

2 室長は、広報支援室の業務を総括する。

(室長補佐)

第5条 広報支援室に室長補佐を置き、室長が指名する室員をもって充てる。

2 室長補佐は、室長を補佐し、広報支援室の業務を掌理する。

(室員)

第6条 広報支援室に室員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学部長が指名する教員 若干人
  - (2) 室長が指名する各学科教員 各1人
  - (3) 事務長が指名する事務職員 若干人
- 2 室員は、広報支援室の業務を処理する。
- 3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(広報支援室会議)

第7条 広報支援室の下に、本学部の広報に関する事業を円滑に実施するため、広報支援室会議を置く。

2 広報支援室会議に関し必要な事項は、広報支援室が別に定める。

(事務)

第8条 広報支援室の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、広報支援室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学農学部広報委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から適用する。